解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

愛媛県松山市余戸南一丁目二〇番三三号

株式会社エコボイラ

代表清算人　西川　広一

解散公告

当社は、平成三十年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

愛媛県新居浜市新田町一丁目二番五号

大西木材株式会社

代表清算人　大西　廣明

解散公告

当社は、平成三十年二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

鹿児島県枕崎市清水町一七番地

有限会社茅野土木

清算人　茅野己知治

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議により平成三十年二月六日付をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

石川県白山市瀬戸ツ一八番地一九番地

宗教法人常住寺

清算人　大垣　智

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年二月一日愛知県知事の認証により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

愛知県一宮市大江一丁目一〇番一二号

宗教法人澄清寺

清算人　阿南　吉子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月六日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成三十年二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

東京都港区芝浦四丁目九番二五号芝浦スクエアビル三Ｆ

医療法人社団研歯会

清算人　井手　英一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年九月三十日開催の責任役員会の決議並びに富山県知事の認証により平成三十年二月二十二日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

富山県射水市八幡町二丁目三番二二号

宗教法人地蔵院

清算人　田村　玲香

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成三十年二月十三日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

兵庫県姫路市飾東町山崎四六八番地

山崎土地改良区

代表清算人　永瀬　昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年二月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十五日

岐阜県山県市富永二三〇番地　寶林寺

清算人　横山　啓二

第四十三期決算公告

平成二十九年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	三、四二一	流動負債	一、六二五
固定資産	六二五	（賞与引当金）	（五一）
資産合計	四、〇四六	（ポイント引当金）	（七）
		固定負債	一、七八四
		（退職給付引当金）	（一二二）
		（役員退職慰労引当金）	（一三）
		株主資本	六一五
		資本金	三〇
		資本剰余金	二三
		利益剰余金	五六一
		（利益準備金）	（七）
		（その他利益剰余金）	（五五四）
		（当期純利益）	（五五）
		評価・換算差額等	二〇
		負債・純資産合計	四、〇四六

配当公告

札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地八

破産者　株式会社ＷＩＮＳＩＴＥ

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十九年（フ）第一八四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八二、四二六、四一六円

一、配当をすることができる金額

金七、〇〇一、六七八円

平成三十年三月十五日

札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一

Ｋ２ビル六階　破産管財人　吉川　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市駒生町二一九八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邊　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十五日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二七号ＫＭＧビルディング小幡四階　阿部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　健一

第36期決算公告

平成30年3月15日

神奈川県横浜市中区桜木町１－１－８

日本マレーシア・エル・エヌ・ジー株式会社

代表取締役社長

チェ・アーマド・タルミジ・ビン・アブドゥル・ラーマン

貸借対照表の要旨

（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	75,235	流動負債	19,743
固定資産	24,128	固定負債	17,000
		株主資本	62,620
		資本金	30,000
		利益剰余金	32,620
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	25,120
		（うち当期純利益）	（24,468）
資産合計	99,363	負債・純資産合計	99,363